

建築物環境性能表示基準

制 定 平成 24 年 6 月 19 日
一部改正 平成 27 年 1 月 30 日
一部改正 平成 28 年 3 月 9 日
一部改正 平成 29 年 11 月 13 日
(改正施行 平成 30 年 4 月 1 日)

大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年 10 月 28 日、大阪府条例第 100 号。以下「条例」といいます。）第 22 条第 1 項の規定により、建築物環境性能表示基準（以下「基準」といいます。）を定めます。

1. 建築物環境性能表示基準について

条例第 16 条第 2 項に規定する特定建築主及び条例第 21 条第 2 項に規定する特定建築主等が、条例第 15 条第 1 項に規定する建築物環境配慮指針で定める建築物の環境性能を評価する方法で得られる評価に基づく建築物環境性能表示を条例第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により表示する場合は、本基準に従うこととします。

2. 建築物環境性能表示の内容及び様式について

(1) 表示の内容

特定建築主が条例第 21 条第 1 項の規定により工事の現場に表示し、特定建築主等が条例第 21 条第 2 項の規定により広告に表示する建築物環境性能表示は、建築物環境配慮指針で定める大阪府建築物環境配慮評価システムを用いて行った評価結果に基づき、別表 1 の評価結果に対応する表示方法により行うものとします。

(2) 様式

建築物環境性能表示のデザイン、規格及び色指定は、様式 1 のとおりとします。

3. 建築物環境性能表示の表示方法について

ア 建築物環境性能表示の工事の現場における表示は、現場の見やすいところに 1 箇所以上表示することとします。

イ 建築物環境性能表示の広告中の表示は、広告の見やすいところに 1 箇所以上表示することとします。

ウ 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であることとします。

4. その他

(1) 建築物環境性能表示は、原則として、様式 1 により表示することとしますが、地域の特性や施策に応じて、大阪府と市町村が協議した場合、当該市町村内の特

定建築物にかかる表示については、別に定める基準によるものとします。

(2) 平成27年3月31日までに大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪府条例第40号）による改正前の条例第16条第1項の規定により届出を行った場合は、平成27年1月30日改正前の基準により表示することができます。

(3) 平成28年3月31日までに大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪府条例第40号）による改正前の条例第16条第1項の規定により届出を行った場合及び平成30年3月31日までに条例第17条第1項の規定により届出を行った場合は、従前の基準により表示することができます。

別表1

項目		評価結果	表示方法
総合評価	建築物環境性能効率 (BEE)	S (BEE 値 3.0 以上)	★★★★★
		A (BEE 値 1.5 以上 3.0 未満)	★★★★☆
		B+ (BEE 値 1.0 以上 1.5 未満)	★★★☆☆
		B- (BEE 値 0.5 以上 1.0 未満)	★★☆☆☆
		C (BEE 値 0.5 未満)	★☆☆☆☆
重点評価	CO2削減 ライフサイクルCO ₂ 排出率の削減	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
	建物の断熱性 建物外皮の熱負荷抑制	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
	エネルギー削減 設備システムの高効率化	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆

	自然エネルギー直接利用	主用途が「学校（小中高）」・「集合住宅」で評価3以上、その他の用途で評価4以上	★	
	自然エネルギー利用	主用途が「学校（小中高）」・「集合住宅」で評価2以下、その他の用途で評価3以下	★	
	みどり・ヒートアイランド対策 生物環境の保全と創出 敷地内温熱環境の向上 温熱環境悪化の改善	評価5	★★★★★	
		評価4	★★★★★	
		評価3	★★★★★	
		評価2	★★★☆☆	
		評価1	★★★☆☆	
	再生可能エネルギー利用 設備の導入検討の結果	太陽光発電設備その他の再生可能エネルギー利用設備 (表記「太陽光発電その他再生エネ」)	導入する場合	★
			導入しない場合	★

様式1



カラー表示例

注意事項：

- (1) 大阪府建築物環境性能表示の文字は、次のとおりとします。

文字フォント	HGPゴシックE
--------	----------

- (2) 大阪府建築物環境性能表示の色は、次のとおりとします。

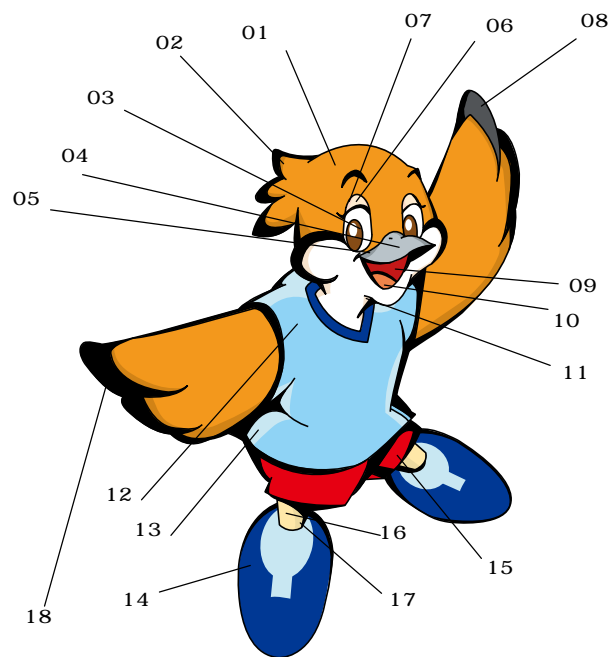
カラー表示（4色分解による色指定）

ラベル全般	枠等基準部分（緑） C:78%, M:32%, Y:84%, K:0%	星印（枠線を含む）（黄） C:0%, M:25%, Y:100%, K:0%
	桜印（枠線を含む）（桃） C:0%, M:70%, Y:20%, K:0%	未得点桜印（薄黄） C:0%, M:0%, Y:20%, K:0%
	黒文字 C:0%, M:0%, Y:0%, K:100%	白文字 C:0%, M:0%, Y:0%, K:0%

イラスト	01	C:0%, M:50%, Y:90%, K:0%	02	C:0%, M:50%, Y:90%, K:20%
	03	C:40%, M:70%, Y:100%, K:30%	04	C:10%, M:0%, Y:0%, K:30%
	05	C:10%, M:0%, Y:0%, K:50%	06	C:0%, M:10%, Y:20%, K:0%
	07	C:0%, M:20%, Y:20%, K:0%	08	C:10%, M:0%, Y:0%, K:80%
	09	C:15%, M:98%, Y:99%, K:10%	10	C:0%, M:60%, Y:70%, K:0%
	11	C:0%, M:12%, Y:19%, K:5%	12	C:45%, M:0%, Y:0%, K:0%
	13	C:25%, M:0%, Y:5%, K:0%	14	C:100%, M:85%, Y:0%, K:0%
	15	C:0%, M:100%, Y:100%, O:0%	16	C:0%, M:10%, Y:40%, K:0%
	17	C:0%, M:10%, Y:40%, K:10%	18	C:0%, M:0%, Y:0%, K:100%

(3) 大阪府建築物環境性能表示の表示サイズは、次のとおりとします。

- ① 工事の現場に表示を行う場合 高さ170mm幅280mm以上
- ② 広告等に表示を行う場合 高さ37mm幅60mm以上



カラー表示

イラスト（もずやん）の配色図